

令和 7 年度

仕 様 書

事 業 名：公共下水道事業

工 事 場 所：竹原市 下野町

工 事 名：中通地区下水道（面整備）工事 R7-1

工 事 概 要：管路延長 L=855.2m

開削工 L=850.7m 推進工 L=4.5m

マンホール工 N=13 基 小型マンホール工 N=24 基

取付管及びます工 N=52 箇所

付帯工 1 式

【添付書類】

☐ 特記仕様書

☐ 工事数量総括表

☐ 図面

等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、中通地区下水道（面整備）工事R7-1に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・**土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
 - ・**特記仕様書（共通事項）（令和7年2月）広島県**
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ・下水道土木工事必携（案）2021年度版 公益社団法人 日本下水道協会
・竹原市公共下水道工事標準仕様書 竹原市建設部下水道課
- ※ 上記の仕様書は竹原市下水道課のホームページ「公共下水道工事標準仕様書について」に掲載している。
https://www.city.takehara.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/jogesuido/gesuido/2/3124.html

第2節 中間検査

本工事は、単一工種であることから中間検査を省略する。

第3節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領」に従うこと。
なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報__様式集>建設工事関係__その他契約関係様式」に掲載している。

第4節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
 - 2 計画の掲示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
 - 3 実施書の提出
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。
 - 4 工事現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
 - 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
 - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
 - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
(3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
(4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第2章 材料

- 第1節 下水道用鋳鉄製マンホール鉄蓋
- 1 この工事の施工に際して必要となる下水道用鋳鉄製マンホール鉄蓋については、「竹原市下水道用鋳鉄製マンホールふた特記仕様書」に基づく性能を有した製品を使用すること。
- 2 この使用にあたっては、竹原市下水道用鋳鉄製マンホールふた特記仕様書に規定する各種資料を材料承認書に添付し、提出すること。

竹原市下水道用鋳鉄製マンホール蓋一覧

種類 呼び	荷重仕様	本工事使用箇所
一般型マンホールふた (JSWAS G-4準拠)	T-25	—
	T-14	国道・県道歩道部、市道部

- 第2節 その他材料
その他材料は、原則材料承認書に（社）日本下水道協会認定工場の資格証の写しを添付して提出すること。

第3章 施工条件

- 第1節 工程
- 1 施工時期・時間の制限
- | | |
|---------|------------------------------------|
| 施工内容 | 全工種 |
| 時期 | 全工事期間 |
| 時間 | 8：30～17：00（作業可能時間） |
| 施工方法・理由 | 工事箇所が民家に近接しているため、安全確保と騒音振動対策を行うこと。 |
- 2 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査
- | | |
|------|---|
| 調査項目 | 地下埋設物（下水道、NTT、中国電力、その他 ※詳細は「第7節 工事支障物件」） |
| 調査時期 | 事前に試験掘計画表（試験掘様式1）を提出し、関係機関と調整の上で工事施工前に試掘を行い、埋設物および土質の確認をすること。（支障物が発見された場合は、監督員と協議すること。） |
- 第2節 用地
- 1 借地
- | | |
|------|--|
| 場所 | 工事箇所より500m以内。なお、実施にあたって500m以上あった場合でも、運搬距離の設計変更は行わない。 |
| 期間 | 工事期間中 |
| 使用条件 | 土地所有者に借地料を支払うこと。費用は共通仮設費の役務費借地料として見込んでいる。
なお、実施に当たり公共用敷地等を借地として使用し、借地料が不用となった場合には、現在見込んでいる借地料は本工事費より減額する。 |
| 復旧方法 | 借地範囲を整地して返すこと。仮設材及び建設資材を放置せず、碎石等が残らないよう全て除去すること。 |
- 第3節 公害対策
- 1 公害防止
- | | |
|---------|--|
| 施工方法 | コンクリート破碎において、民家に隣接しているため、低騒音型機械を使用するものとする。 |
| 建設機械・設備 | 低騒音型機械 |
| 作業時間 | 10時～15時 |
- 4 事前・事後調査
- | | |
|------|--|
| 調査区分 | 開削工周辺の影響範囲とする（実施戸数は監督員と協議の上、決定する）
（設計変更の対象とする。） |
| 調査時期 | 工事着手前に調査完了すること |
| 調査内容 | 標準仕様書のとおり |
| 範囲 | 事前・事後及び工事施工中も大きな被害がある旨の申し出を受けた場合、監督員と協議の上調査をすること。 |
- 第4節 安全対策
- 1 交通安全施設
- | | |
|-----|--|
| 内容 | 危険防止の為、工事現場には仮囲い・柵等の適当な施設を設置すると共に、夜間には照明灯・注意灯等を設置する。また、常時現場付近を点検するなど、保安警戒には十分注意すること。 |
| 期間 | 工事期間中 |
| その他 | 工事に伴い片側交通等を行う場合は、交通誘導員を適宜配置し、安全対策に努めること。 |
- 4 交通誘導警備員・警戒船・保安要員
- | | |
|----|--|
| 内容 | 施工期間において、1施工箇所あたり交通誘導員を2～3人/日配置すること。経費については仮設工の交通管理工に見込んでいる。 |
| 期間 | 工事期間中 |
- 5 換気設備（酸欠欠乏症・硫化水素中毒防止対策）
- | | |
|----|---|
| 内容 | マンホール等の内部作業、特に供用済みの既存マンホールへの接続作業については、低酸素状態及び高濃度の硫化水素が発生していることが予想されるため、作業主任者を適切に配置し、換気を行うなど安全に十分留意の上で作業を行うこと。 |
| 期間 | 工事期間中 |

第5節 盛土

- 1 流用土 (工事内流用)
本工事の施工により発生する土のうち、可能なものについては当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

第6節 建設副産物

- 1 建設発生土（搬出）（建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地） (指定処分（A）)
当該工事により発生する建設発生土は、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地に搬出するものとする。
また、積算上の搬出先として、建設発生土リサイクルプラント又は建設発生土受入地のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる次の施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用（単価）は変更しない。
搬出場所 有限会社エス・エス朝日山残土処理場（竹原市下野町字朝日山10661-1）
(受入れ時間等、相手工事先の条件を明示する)
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、発注者と受注者が協議の上、設計変更の対象とする。
- 2 アスファルト殻（搬出）
当該工事により発生するアスファルト殻の処分先については、次の処分先条件を想定している。
搬出場所 有限会社エス・エス（竹原市下野町字大南山1076）

第7節 工事支障物件

- 1 地下・地上支障物
支障物件名 上水道、NTT、中国電力
工事方法 支障とならない位置での施工を優先とする
防護 事前連絡を行い管理者の指示に従い防護を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。
- 2 占用物件工事との重複
内容 水道管については試掘により位置の把握を行い、工事の支障となる場合は移設工事を行う。（設計変更対象）
期間 工事期間中

第8節 その他

- 1 関係機関・自治体との近接協議
内容 工事契約後に協議、調整を行う。
- 2 公共ます設置承諾書
取付管施工前に、公共ます設置承諾書を各戸から回収すること。
- 3 工事請負契約締結後、工事受注者は監督員の指示により施工箇所付近に工事看板を設置し、付近住民へ工事の周知徹底を図ること。
また、工事着手前には、関係住民への挨拶等を行い、円滑に工事が施工できるように配慮しなければならない。
- 4 工事施工に伴い車両の通行及び出入りが困難となる場合は、事前に関係住民へ通知等を行うとともに必要に応じて駐車場の確保を行うこと。
- 5 交通規制、作業時間、道路標識等の配置については警察、道路管理者、関係者及び監督員と十分協議し、その指示に従うこと。
- 6 工事写真は、監督員の指示により共通仕様書に従って項目毎に必要な範囲を撮影すること。
- 7 本工事を施工するに当たり、週報を提出すること。（週報様式1、2）
- 8 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、その都度監督員の指示を受けること。
なお、工事施行上、当然必要と思われる工種については受注者の負担で行うこと。
- 9 本工事において都合上必要となる施工が発生した場合は監督員の指示を受けること。

第4章 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

竹原市下水道用鋳鉄製マンホールふた 特記仕様書(案)

2019年6月

本市が実施する公共下水道事業において、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図ることを目的として、市民の安全・安心の実現や維持管理費の増大を抑制するため、使用される資機材は減災対策や生涯費用の最小化が図れるものとする。

1. 適用範囲

この特記仕様は本市が使用する下水道用鋳鉄製マンホールふた呼び600(以下)に適用し、その荷重仕様は日本下水道協会規格(G-4)のT-25及びT-14とする。

2. 種類

種類	規格	使用箇所
次世代型マンホールふた (技術マニュアル準拠)	T-25	① 污水管渠 車道部(T-25)
	T-14	② 雨水管渠
		③ その他協議の上、必要とされる箇所
一般型マンホールふた (JSWAS G-4準拠)	T-14	④ 污水管渠 生活道路, 歩道等
		⑤ その他協議の上必要とされる箇所

3. 性能項目

3-1. 次世代型マンホールふた

次世代型マンホールふたについては、(財)下水道新技術推進機構発行の『次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル』(2007年3月発行)(以下、技術マニュアル)に準拠した性能とする。

3-2. 一般型マンホールふた (JSWAS G-4準拠型)

一般型マンホールふたについては、日本下水道協会規格(JSWAS) G-4に準拠した性能とする。

4. 性能確認方法

試験成績書を発行する性能検査場所は、検査が確実・公平に透明性を持って実施できる、公設試験場もしくは第三者性を説明できる試験場（ISO/IEC17025取得等）で実施することとする。ただし、本市が試験所として製造業者を認めた場合はこの限りではない。尚、検査に供する製品及び検査費用は、製造業者負担とする。

4-1. 次世代型マンホールふた

次世代型マンホールふたの材料承認については、事前に技術マニュアルに準拠していることを証明する試験成績書等の資料を添付した承認申請を、当市担当者に提出し承認を得ること。

4-2. 一般型マンホールふた

一般型マンホールふたの材料承認については、事前に JSWAS G-4 に性能が準拠したことを証明する承認申請を、当市担当者に提出し承認を得ること。

※T-25, T-14 両方の荷重区分の製品を検査する場合や一般型・除雪対応型など、性能によっては影響する製品構造部位が同一であれば、事前調整の上、いずれかの荷重区分のみの検査、若しくは検査条件・合否判定条件が厳しい荷重区分のみの検査とすることができる。本市が不必要と認めた場合には検査項目を省略又は指示された方法に変更することができる。

5. 性能確認項目

5-1. 次世代型マンホールふた試験項目（技術マニュアルに準拠）

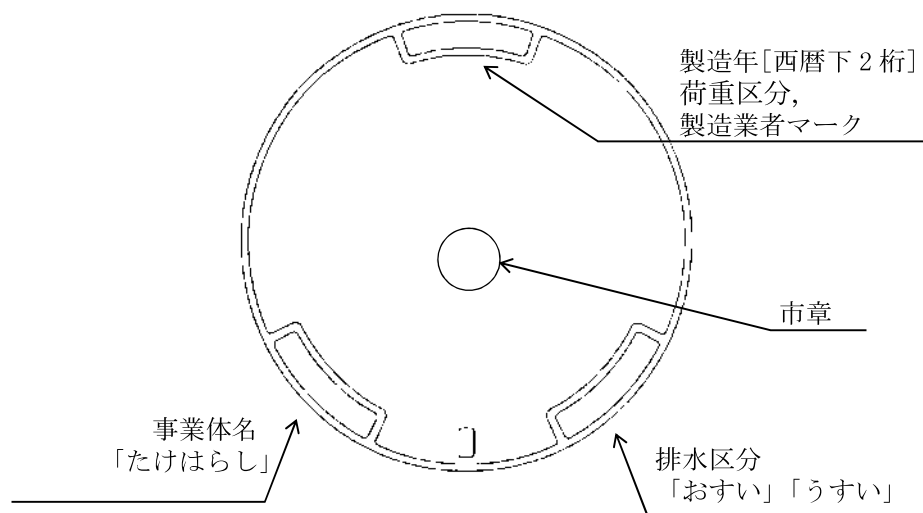
性能	試験項目	摘要
耐スリップ	滑り抵抗試験（初期性能、限界性能）	
がたつき防止	交互荷重試験（初期性能）	
	輪荷重走行試験（限界性能）	
	落錘衝撃試験（参考）	G-4 [参考]
耐荷重（破損）	荷重たわみ試験	G-4
	耐荷重試験	G-4
	発生応力度試験（初期性能、限界性能）	
	材質試験（Y7°ロック、実体切出し）	G-4（Y7°ロック）
耐腐食	腐食試験（Y7°ロック、実体切出し）	
浮上・飛散防止	圧力解放性能試験（機械的、水理的）	G-4 [参考]
	圧力解放時の部品強度確認試験（錠・蝶番および浮上ロック）	G-4
	ふた浮上性能試験（浮上しろ、車両通行、浮上後ふた段差）	G-4
転落・落下防止	転落防止装置耐揚圧荷重強さ試験	G-4 [附属書]
	転落防止装置荷重強さ試験	G-4 [附属書]
不法開放防止	不法開放防止性能試験	G-4
	施錠強度確認試験	
施工性	傾斜施工試験	
	枠変形防止性確認試験	
維持管理作業性	維持管理作業性確認試験	
寸法、外観および形状	寸法検査	G-4
	外観および形状検査	G-4

5-2. 一般型マンホールふた試験項目（JSWAS G-4に準拠）

性能	試験項目	摘要
耐荷重（破損）	荷重たわみ試験	G-4
	耐荷重試験	G-4
	材質試験（Y7°ロック、実体切出し）	G-4（Y7°ロック）
浮上・飛散防止	圧力解放時の部品強度確認試験（錠・蝶番および浮上ロック）	G-4
	ふた浮上性能試験（浮上しろ、車両通行、浮上後ふた段差）	G-4
転落・落下防止	転落防止装置耐揚圧荷重強さ試験	G-4 [附属書]
	転落防止装置荷重強さ試験	G-4 [附属書]
不法開放防止	不法開放防止性能試験	G-4
寸法、外観および形状	寸法検査	G-4
	外観および形状検査	G-4

6. 表示

6-1. 次世代型マンホールふた表面鋳出し



6-2. 一般型マンホールふた表面鋳出し

一般型については本市指定の表面デザインに鋳出しする。

7. 疑義

以上の事項に該当しない疑義については協議の上決定するものとする。

工事施工予定週報

(週報様式1)

工 事 名		
受注者		
予定期間	平成28年2月8日	～ 平成28年2月14日

現場代理人	監理技術者

内 容	月 日	2月8日(月)	2月9日(火)	2月10日(水)	2月11日(木)	2月12日(金)	2月13日(土)	2月14日(日)	記 事
予 定									
立会予定 他									

備 考

- 1. 記事の欄には、主要資材の搬入日、主要重機械、仮設材等の場内への搬入、搬出予定日等を記入すること。
- 2. 内容の欄には、工種を記入すること。
- 3. 各曜日には、具体的な施工予定位置及び施工予定量を記入すること。
- 4. 立会予定には、立会の内容(材料検査、段階確認等)を記入すること。
- 5. 提出の際には、前週の施工実績(週報様式2)とあわせて提出すること。
- 6. 施工前週の木曜日までに提出すること。
- 7. 用紙はA4横とする。

工事施工実績週報

(週報様式2)

工 事 名

請負人

現場代理人	監理技術者

実績報告期間 平成28年1月25日 ～ 平成28年1月31日

内 容	月 日		1月25日(月)	1月26日(火)	1月27日(水)	1月28日(木)	1月29日(金)	1月30日(土)	1月31日(日)	記 事
			天気	天気	天気	天気	天気	天気	天気	
予 定	準備工									
	取付管工									
	舗装工									
	片付けなど									
実 績	月 日		1月25日(月)	1月26日(火)	1月27日(水)	1月28日(木)	1月29日(金)	1月30日(土)	1月31日(日)	記 事
			天気	天気	天気	天気	天気	天気	天気	
	準備工									
	取付管工									
	舗装工									
立 会 実 績	片付けなど									
	立会実績									

備考

- 1. 提出の際は、当該工事の施工前週の木曜日までに次週の施工予定(週報様式1)とともに提出すること。
- 2. 記事の欄には、主要資材、主要重機械、仮設材等の場内への搬入、搬出予定日等を記入すること。
- 3. 内容には、前週報告された予定週報に対する工種毎の施工実績箇所、施工実績量を記入すること。

(別紙 1)

市発注の工事現場における現場代理人の腕章の着用について

工事現場における責任の自覚並びに、現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化のため、現場代理人は「現場代理人」と記載された腕章を見えやすい所に着用すること。

工事数量総括表

本工事費	費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
管路施設(開削工法)					
管きょ工(開削)	【補助】		式	1	レベル1
管路土工			式	1	レベル2
管路掘削			式	1	レベル3
管路埋戻			式	1	レベル4
発生土処理	【現場⇒仮置場】		式	1	レベル4
埋戻土運搬	【仮置場⇒現場】		式	1	レベル4
発生土処理	【仮置場⇒現場】		式	1	レベル4
管布設工			式	1	レベル3
リブ付硬質塩化ビニル管	【φ200】		m	790.9	レベル4
ポリエチレン管			m	40.2	レベル4
埋設標識テープ			m	828.6	レベル4
管基礎工			式	1	レベル3
砂基礎	【再生砂】		m	39.9	レベル4
碎石基礎	【RC-40】		m	788.8	レベル4
取壊し復旧工			式	1	レベル3
コンクリート	【無筋 18-8-40BB】 【バックホウ打設】		m3	61	レベル4

工事数量総括表

管路上留工	費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
			式	1	レベル3
軽量鋼矢板土留			式	1	レベル4
開削水替工			式	1	レベル3
開削水替			式	1	レベル4
マンホール工	【補助】		式	1	レベル2
組立マンホール工			式	1	レベル3
組立0号マンホール			式	1	レベル4
レジン製組立1号マンホール			箇所	3	レベル4
組立1号マンホール			箇所	2	レベル4
鏡切り			箇所	4	レベル4
楕円マンホール			箇所	4	レベル4
内副管			箇所	3	レベル4
小型マンホール工			箇所	6	レベル4
小型マンホール(塩化ビニル製)			式	1	レベル3
取付管およびます工	【補助】		箇所	23	レベル4
管路土工			式	1	レベル2
管路掘削			式	1	レベル3
管路埋戻			式	1	レベル4
			式	1	レベル4

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
発生土処理	【現場⇒仮置場】	式	1	レベル4
埋戻土運搬	【仮置場⇒現場】	式	1	レベル4
発生土処理	【仮置場⇒処分場】	式	1	レベル4
取壊し復旧工		式	1	レベル3
コンクリート	【無筋構造物 18-8-40BB】 バックホウ打設	m3	0.3	レベル4
ます設置工		式	1	レベル3
ます(塩化ビニル製)		箇所	47	レベル4
取付管布設工		式	1	レベル3
取付管(硬質塩化ビニル管)		箇所	47	レベル4
付帯工	【補助】	式	1	レベル2
舗装撤去工		式	1	レベル3
舗装版切断		m	1,380	レベル4
舗装版破碎		m2	620	レベル4
殻運搬処理		m3	40	レベル4
舗装仮復旧工		式	1	レベル3
下層路盤(車道・路肩部)		m2	359	レベル4
下層路盤(歩道部)		m2	33	レベル4
上層路盤(車道・路肩部)		m2	589	レベル4

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
上層路盤(歩道部)				レベル4
表層(車道・路肩部)		m2	33	レベル4
既設構造物復旧撤去工		m2	622	
既設構造物撤去		式	1	レベル3
般運搬処理		箇所	15	レベル4
コンクリート床版	【Co規格,厚さ】	m3	10	レベル4
敷鉄板	【鋼材規格,作業区分】	枚	21	レベル4
敷鉄板	【鋼材規格,作業区分】	式	1	レベル4
管きょ工(開削)	【単独】	式	1	レベル4
管路土工		式	1	レベル2
管路掘削		式	1	レベル3
管路埋戻		式	1	レベル4
発生土処理	【現場⇒仮置場】	式	1	レベル4
埋戻土運搬	【仮置場⇒現場】	式	1	レベル4
発生土処理	【仮置場⇒現場】	式	1	レベル4
管布設工		式	1	レベル3
リブ付硬質塩化ビニル管	【φ 200】		19.6	レベル4
埋設標識テープ		m	19.5	レベル4

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
管基礎工		式	1	レベル3
砕石基礎	【RC-40】	m	19.5	レベル4
管路土留工		式	1	レベル3
軽量鋼矢板土留		式	1	レベル4
開削水替工		式	1	レベル3
開削水替		式	1	レベル4
マンホール工	【単独】	式	1	レベル2
組立マンホール工		式	1	レベル3
組立1号マンホール		箇所	1	レベル4
小型マンホール工		式	1	レベル3
小型マンホール(塩化ビニル製)		箇所	1	レベル4
取付管およびます工	【単独】	式	1	レベル2
管路土工		式	1	レベル3
管路掘削		式	1	レベル4
管路埋戻		式	1	レベル4
発生土処理	【現場⇒仮置場】	式	1	レベル4
埋戻土運搬	【仮置場⇒現場】	式	1	レベル4
発生土処理	【仮置場⇒処分場】	式	1	レベル4

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
ます設置工		式	1	レベル3
ます(塩化ビニル製)		箇所	5	レベル4
取付管布設工		式	1	レベル3
取付管(硬質塩化ビニル管)		箇所	5	レベル4
付帯工	【単独】			レベル2
舗装撤去工		式	1	レベル3
舗装版切断		式	1	レベル4
舗装版破砕		m	42	レベル4
殻運搬処理		m2	18	レベル4
舗装仮復旧工		m3	1.2	レベル4
上層路盤(車道・路肩部)		式	1	レベル3
表層(車道・路肩部)		m2	18	レベル4
管路施設(推進工法)(小口径推進)		m2	19	レベル4
管きょ工(小口径推進)		式	1	レベル1
鋼製さや管Br(一重ケーシング)推進工		式	1	レベル2
推進用鋼管		式	1	レベル3
発生土処理		m	4.5	レベル4
挿入用塩ビ管		式	1	レベル4
		m	4.5	レベル4

工事数量総括表

中込め	費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
仮設備工(小口径)			m3	0.2	レベル4
坑口(小口径)			式	1	レベル3
メタルクラウン取付工			箇所	2	レベル4
鏡切り			箇所	1	レベル4
推進設備等設置撤去			箇所	2	レベル4
中込め注入設備工			箇所	1	レベル4
全工種共通仮設			箇所	1	レベル1
仮設工			式	1	レベル2
交通管理工			式	1	レベル3
交通誘導警備員			式	1	レベル4
直接工事費			人	224	
役務費					
役務費					
役務費			式	1	レベル2
役務費			式	1	レベル3
借地料	土地の借上げ等に要する費用		式	1	レベル4
運搬費					
運搬費			式	1	レベル2

工事数量総括表

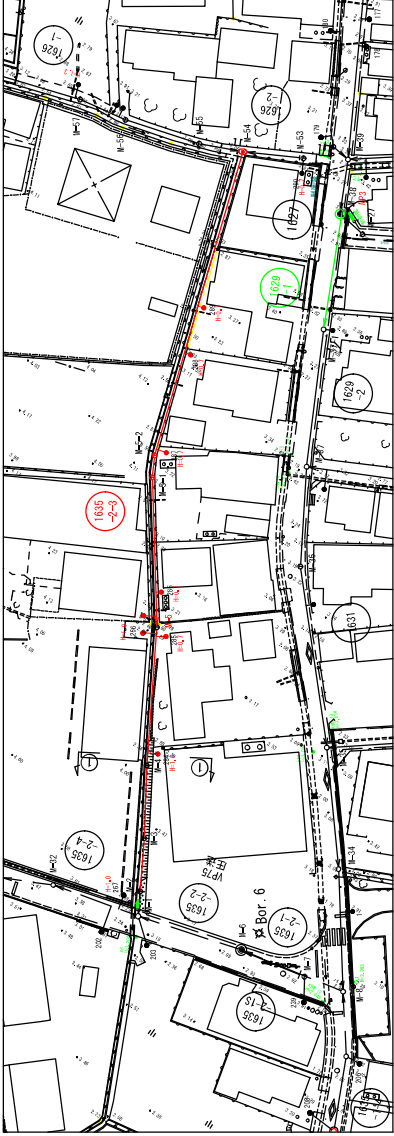
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
運搬費				レベル3
仮設材運搬費		式	1	
技術管理費		t	12.9	レベル4
技術管理費				
技術管理費		式	1	レベル2
技術管理費		式	1	レベル3
施工調査費		式	1	レベル4
共通仮設費率分				
*** 共通仮設費計***				
*** 純工事費***				
現場管理費				
*** 工事原価***				
一般管理費率分				
契約保証費				
一般管理費計				
*** 工事価格***				
*** 消費税相当額***				
*** 工事費計***				
*** 契約保証費計***				

図面番号	1/19	縮尺	図示
事業名	竹原市公共下水道事業（汚水）		
種別	平面図・縦断面図・横断面図		
施設名	竹原市 下等町 地内		
工事箇所	竹原市 下等町 地内		
設計年月日			

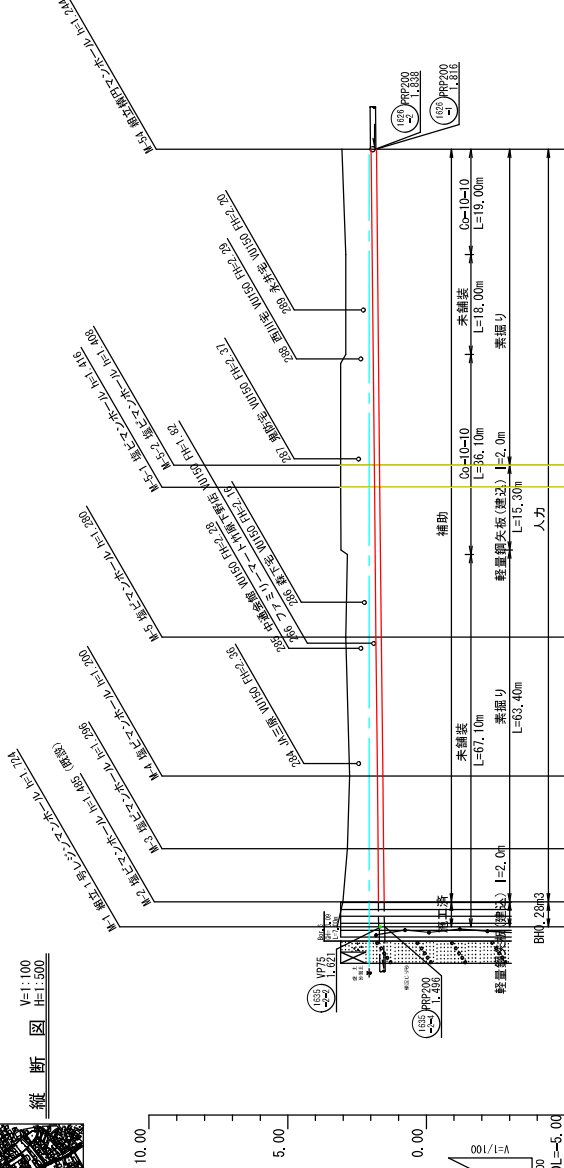
位置図 S=1:10,000



平面図 S=1:500



縦断面図 H=1:500



記号	名称
→	汚水施設
→	汚水施設
→	雨水計画
→	雨水施設
⊙	組立0号マンホール
⊙	組立1号マンホール
⊙	組立2号マンホール
⊙	組立3号マンホール
●	汚水樹
—(W)—	水道管
—(N)—	NTTケーブル
—(F)—	中電ケーブル

路線番号	1635
管径	PRP200
勾配	2.0
路線延長	140.20
区間距離	4.50 9.60 13.10 25.00 57.00
地盤高	3.22 3.01 2.84 2.77 2.90
土被り	1.50 1.29 1.10 1.00 1.08
管底高	1.516 1.525 1.544 1.570 1.620
掘削深	1.80 1.59 1.40 1.30 1.38
掘削深	1.80 1.59 1.40 1.30 1.38
追加距離	0.00 4.50 14.10 27.20 52.20
測点番号	M-1 M-2 M-3 M-4 M-5 M-5-1 M-5-2 M-5-4

図面番号

2/19

縮尺

図示

事業名

竹原市公営下水道事業（污水）

種別

平面図・縦断面・横断面

巻数

2

施設名

竹原市 下野町 市内

工事箇所

竹原市 下野町 市内

設計年月日

竹原市

1628

1629

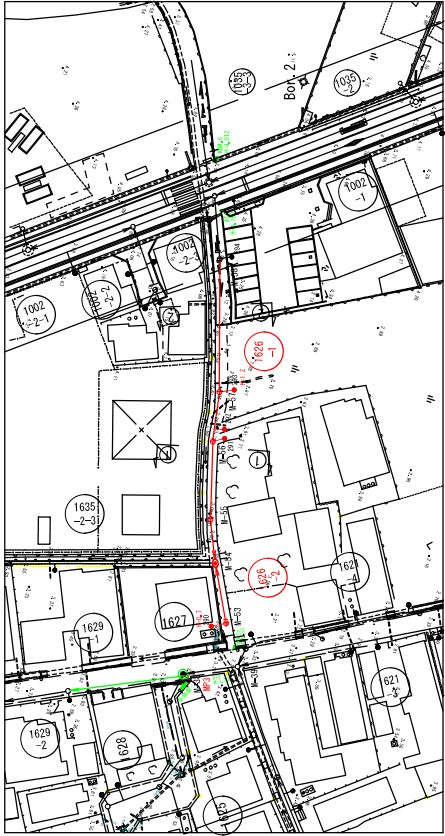
1630

1631

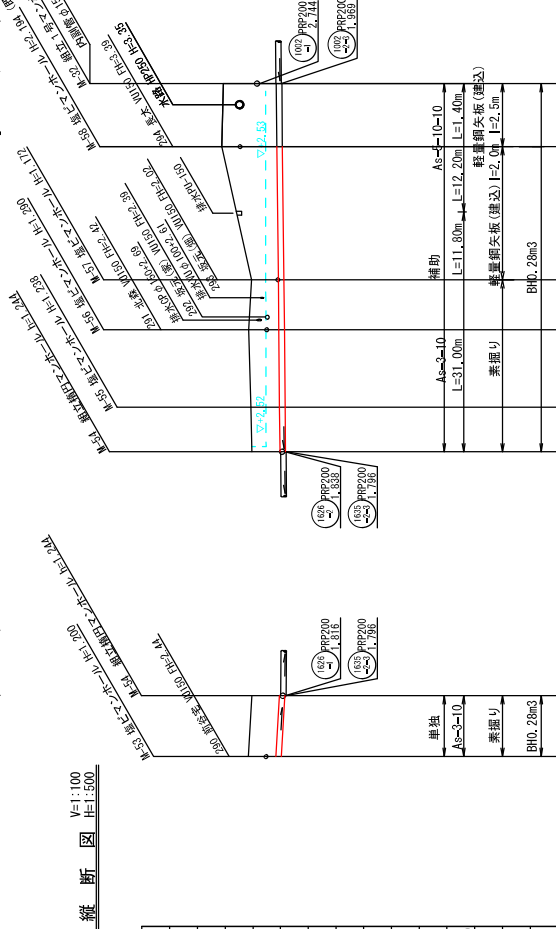
位置図 S=1:10,000



平面図 S=1:500

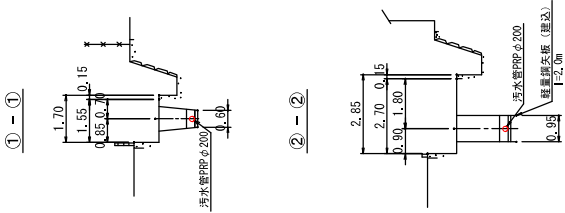


縦断面図 V=1:100
H=1:500



記号	名称
→	汚水美施
→	汚水施設
→	雨水計画
→	雨水施設
○	組立0号マンホール
○	組立1号マンホール
○	組立2号マンホール
●	雨水側
—(W)—	水運管
—(N)—	NTTケーブル
—(F)—	中電ケーブル

横断面 S=1:100



路線番号	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

図面番号	3/19	縮尺	図示	課
事業名	竹原市公共下水道事業（汚水）			
種別	平面図・縦断面・横断面	冊数	3	課
施設名	竹原市 下野町 地内			
工事箇所				
設計年月日				

竹原市

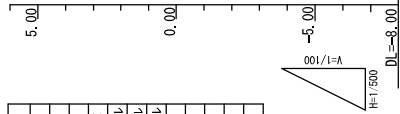
1633	1632	1631	1629	1627
------	------	------	------	------

位置図 S=1:10,000



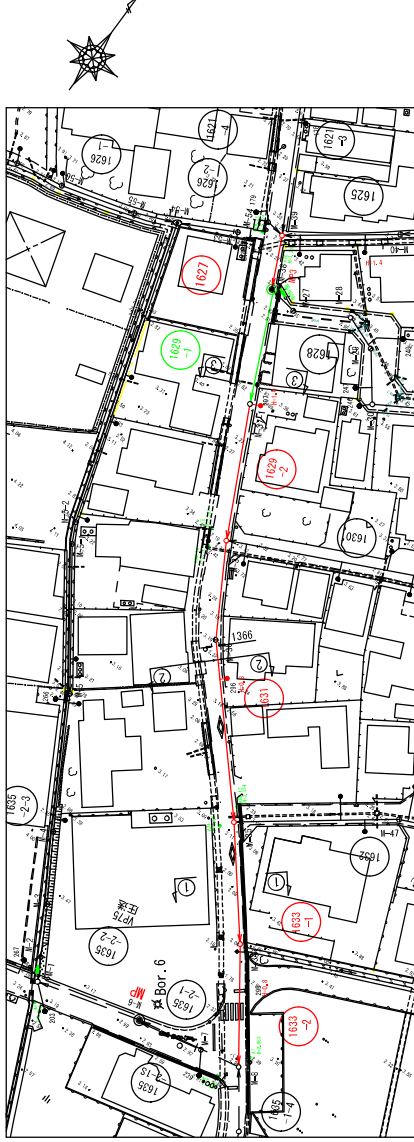
凡例

記号	名称
→	汚水実施
→	汚水既設
→	雨水計画
→	雨水既設
○	細立0号マンホール
○	細立2号マンホール
○	埋込マンホール
●	汚水新
—(W)—	水道管
—(N)—	NTTケーブル
—(F)—	中電ケーブル

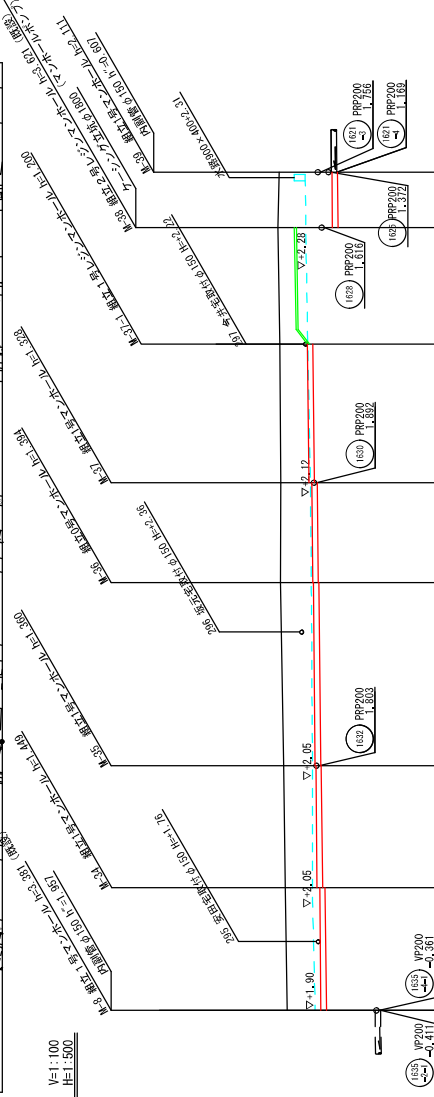


路線番号	1633	1632	1631	1629	1627
管径	PRP200	PRP200	PRP200	VF75	PRP200
管長	22.10	22.00	48.00	21.00	2.0
区間距離	22.10	22.00	33.00	21.00	10.00
地盤高	2.97	3.04	3.09	3.23	3.26
土被り	1.22	1.15	1.14	1.02	1.91
管底高	1.546	1.686	1.730	1.872	2.625
掘削深	1.52	1.453	1.46	1.43	0.78
掘削距離	0.00	22.10	44.10	96.10	141.10
測点番号	M-3	M-34	M-35	M-36	M-37

平面図 S=1:500

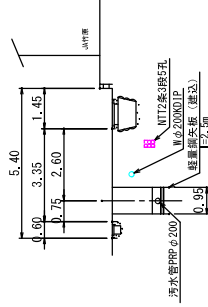


縦断面図 H=1:500

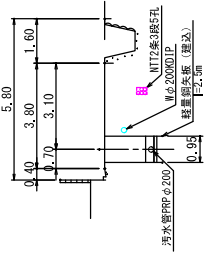


横断面図 S=1:100

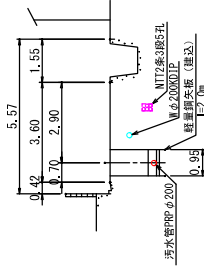
①-①



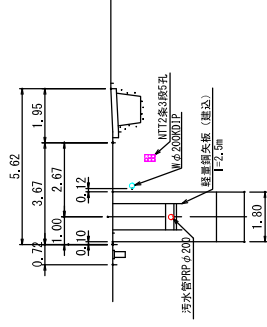
②-②



③-③



M-38



図面番号	4/19	縮尺	図示
事業名	竹原市公営下水道事業(汚水)		
種別	平面図・横断面・縦断面	巻	4
施設名	竹原市 下野町 地内		
工事事所	竹原市 下野町 地内		
設計年月日			

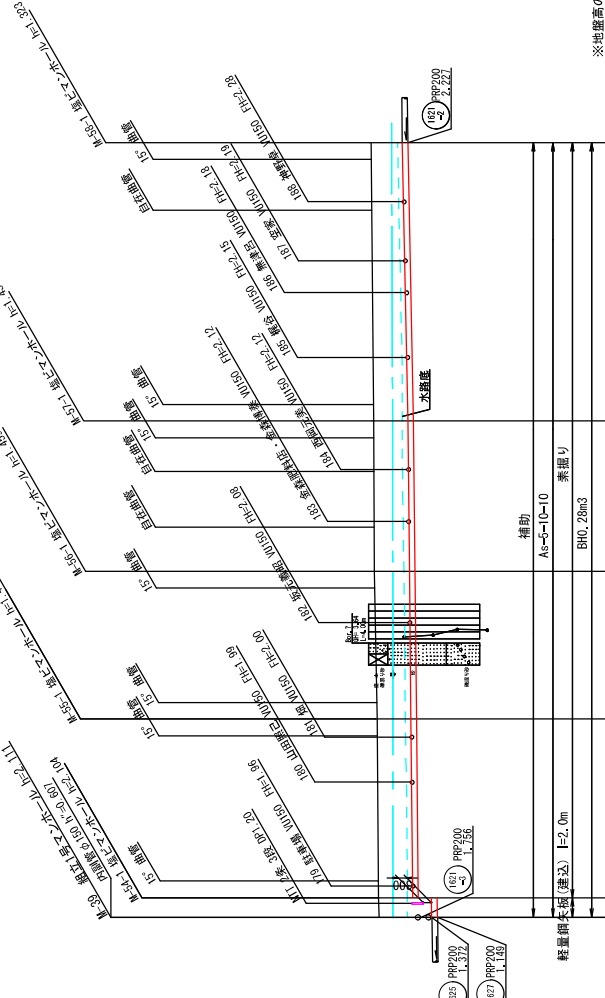
竹原市

1071					
------	--	--	--	--	--

位置図 S=1:10,000

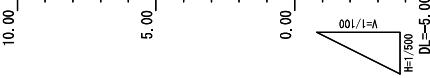


縦断面図 S=1:500

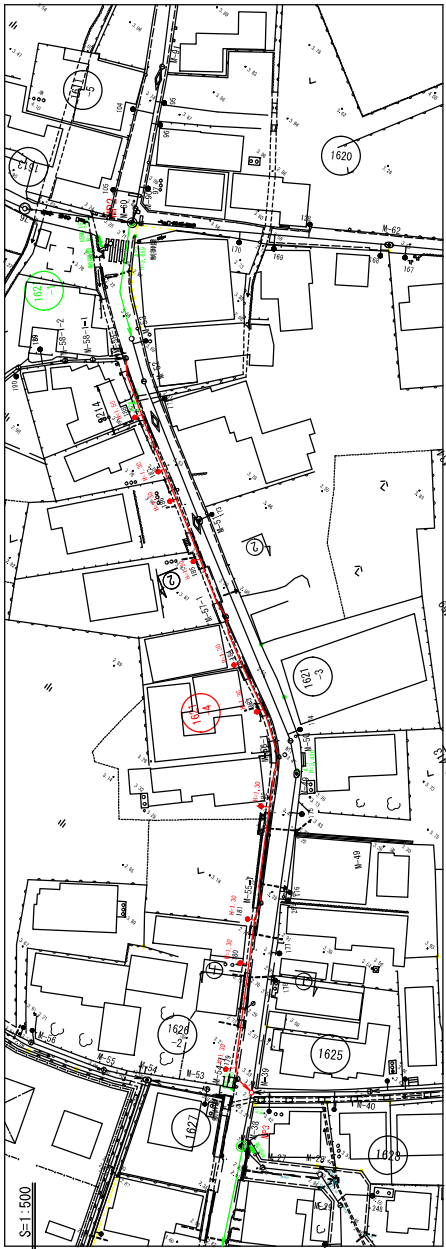


凡例

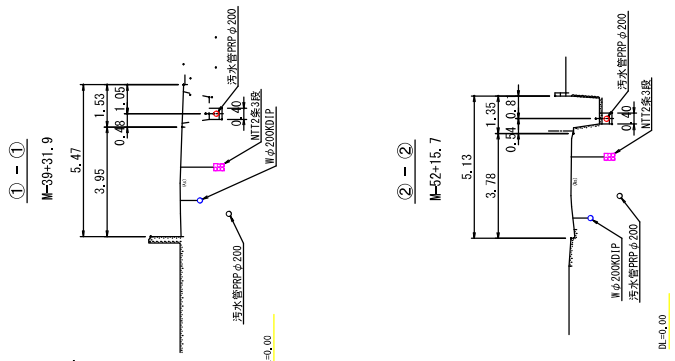
記号	名称
→	汚水美観
→	汚水施設
→	汚水計画
→	雨水施設
⊙	堀立1号マンホール
⊙	堀立2号マンホール
⊙	堀立3号マンホール
●	汚水樹
—(W)—	水道管
—(N)—	NTTケーブル
—(F)—	中電ケーブル



平面図 S=1:500



横断面図 S=1:100



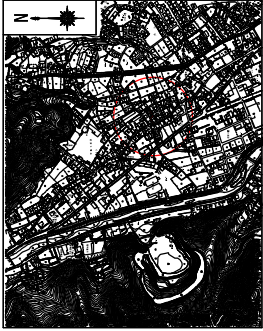
※地盤高の()は、道路高

路線番号	管径	管長	区間距離	地盤高	土被り	管底高	掘削深	追加距離	測点番号
1071	PRP200	4.0	139.60	27.10	26.60	32.20	0.49	1.917	M-56
1072	PRP200	2.0	26.60	27.10	26.60	32.20	0.49	1.917	M-55
1073	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-54
1074	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-53
1075	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-52
1076	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-51
1077	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-50
1078	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-49
1079	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-48
1080	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-47
1081	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-46
1082	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-45
1083	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-44
1084	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-43
1085	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-42
1086	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-41
1087	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-40
1088	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-39
1089	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-38
1090	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-37
1091	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-36
1092	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-35
1093	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-34
1094	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-33
1095	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-32
1096	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-31
1097	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-30
1098	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-29
1099	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-28
1100	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-27
1101	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-26
1102	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-25
1103	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-24
1104	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-23
1105	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-22
1106	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-21
1107	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-20
1108	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-19
1109	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-18
1110	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-17
1111	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-16
1112	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-15
1113	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-14
1114	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-13
1115	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-12
1116	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-11
1117	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-10
1118	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-9
1119	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-8
1120	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-7
1121	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-6
1122	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-5
1123	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-4
1124	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-3
1125	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-2
1126	PRP200	2.0	32.20	32.20	32.20	32.20	0.00	0.00	M-1

図面番号	6/19	縮尺	図示
事業名	竹原市公営下水道事業（汚水）		
種別	平面図・横断面・縦断面 第 6 号		
施設名	竹原市 下野町 地内		
設計年月日			

1023					
------	--	--	--	--	--

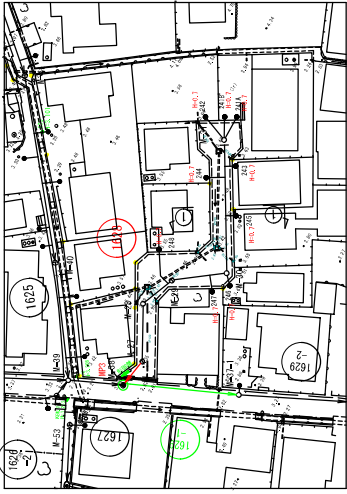
位置図 S=1:10,000



凡例

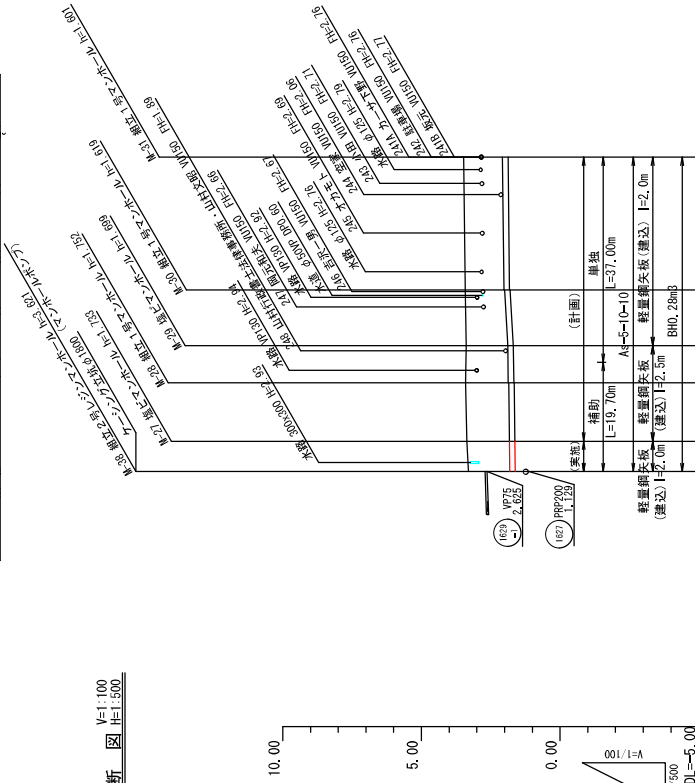
記号	名称
――→	汚水実施
――→	汚水設計
――→	雨水設計
――→	雨水設計
○	細立1号マンホール
○	細立2号マンホール
○	掘ビマンホール
――●――	汚水幹線
――(W)――	水道管
――(N)――	NTTケーブル
――(F)――	中電ケーブル

平面図 S=1:500



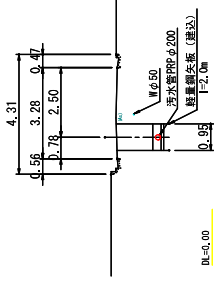
縦断面図 S=1:100

縦断面図 S=1:500



横断面図 S=1:100

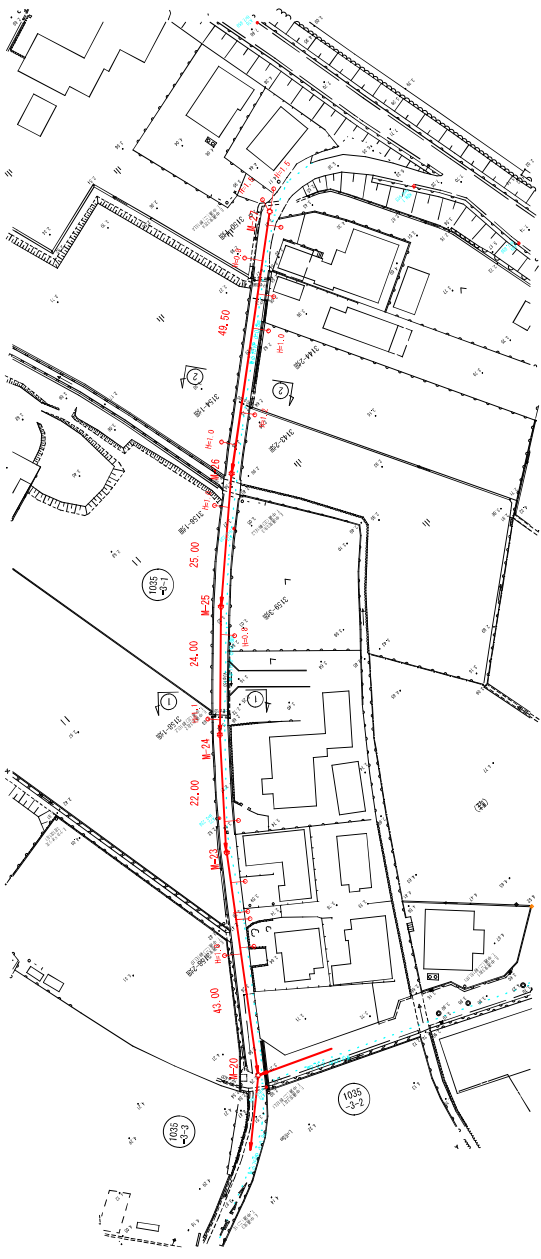
①—①
M-30+12.7



路線番号	1023
管径	PRP200
管線延長	2.0
区間距離	5.50 10.50 6.70 10.00 24.00
地盤高	3.47 3.42 3.38 3.40 3.36 3.30
土被り	1.40 1.43 1.50 1.68 1.72 1.70
管底高	1.869 1.881 1.881 1.881 1.881 1.881
掘削深	1.70 1.70 1.80 1.68 1.627 1.616
追加距離	56.70 32.70 22.70 16.00 5.50 0.00
測点番号	M-31 M-30 M-29 M-28 M-27 M-38

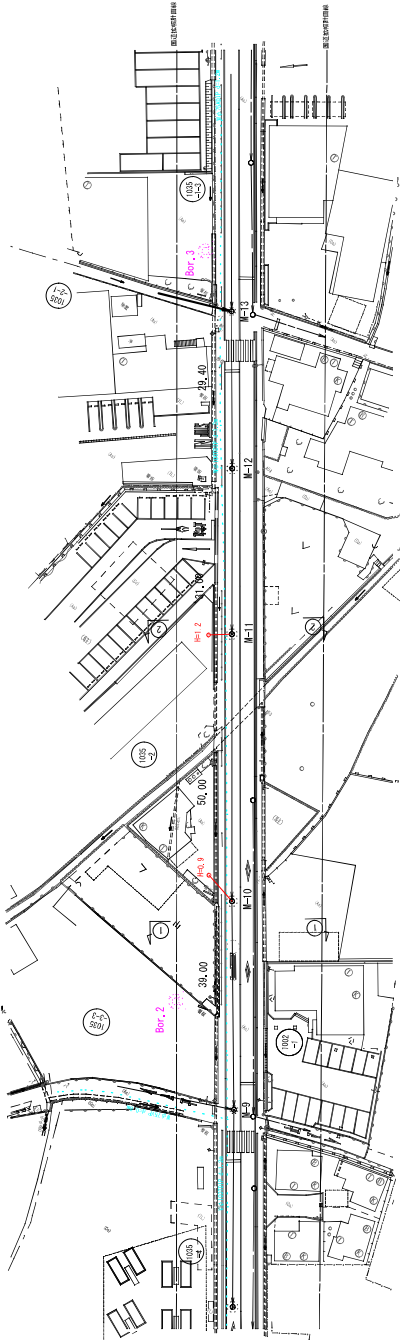
平面図 S=1:500

図面番号	9 / 19	種別	調査
事業名	竹原市公共下水道事業（汚水）		
種別	計画	図面番号	9
建設名	計画・設計・建設	種別	調査
工事箇所	竹原市 竹原町 地区	種別	調査
調査年度	2018年度	種別	調査



図面番号	10 / 19	縮尺	図 系	頁 数
事業 名	竹原市公共下水道事業（汚水）			
種 別	計画・設計・監理	第 10 号		
施設 名	早里・柳井・柳井・柳井			
工事箇所	竹原市 竹原町 地区			
附帯項目				
竹 原 市				

平面図 S=1:500



位置図 S=1:10,000

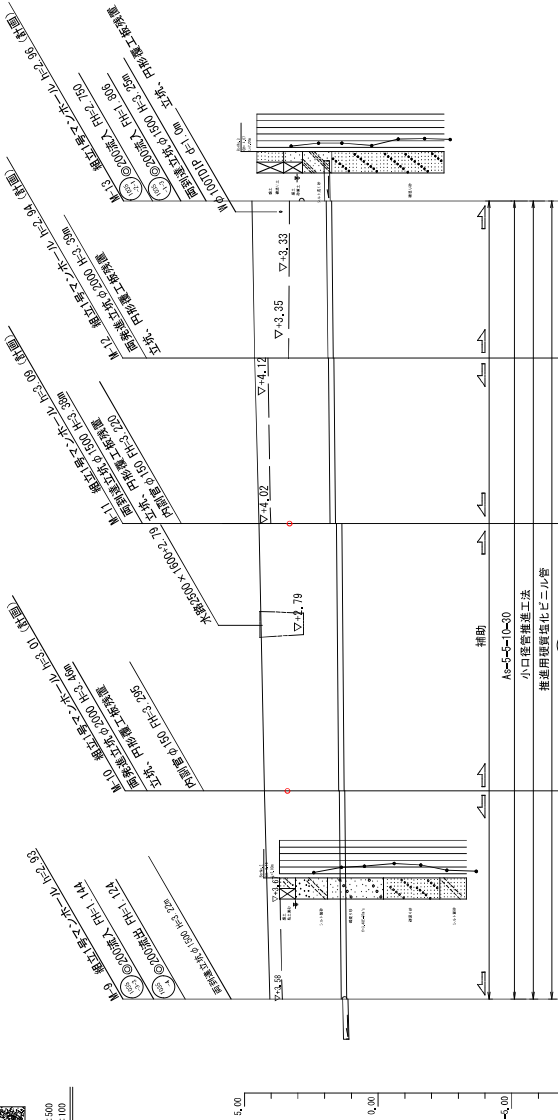


縦断面図

H=1:500
V=1:100

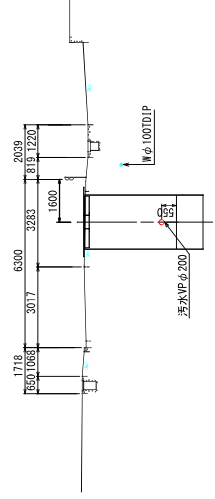
凡 例

記号	名 称
→	汚水支線
→	汚水施設
→	汚水計画
→	雨水施設
○	地区計画マンホール
○	地区計画マンホール
○	地区計画マンホール
●	汚水幹線
—(W)—	水 道 管
—(N)—	N T T ケーブル
—(F)—	可搬ケーブル

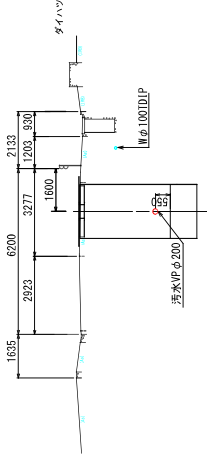


横断面図 S=1:100

① - ① 断面図



② - ② 断面図



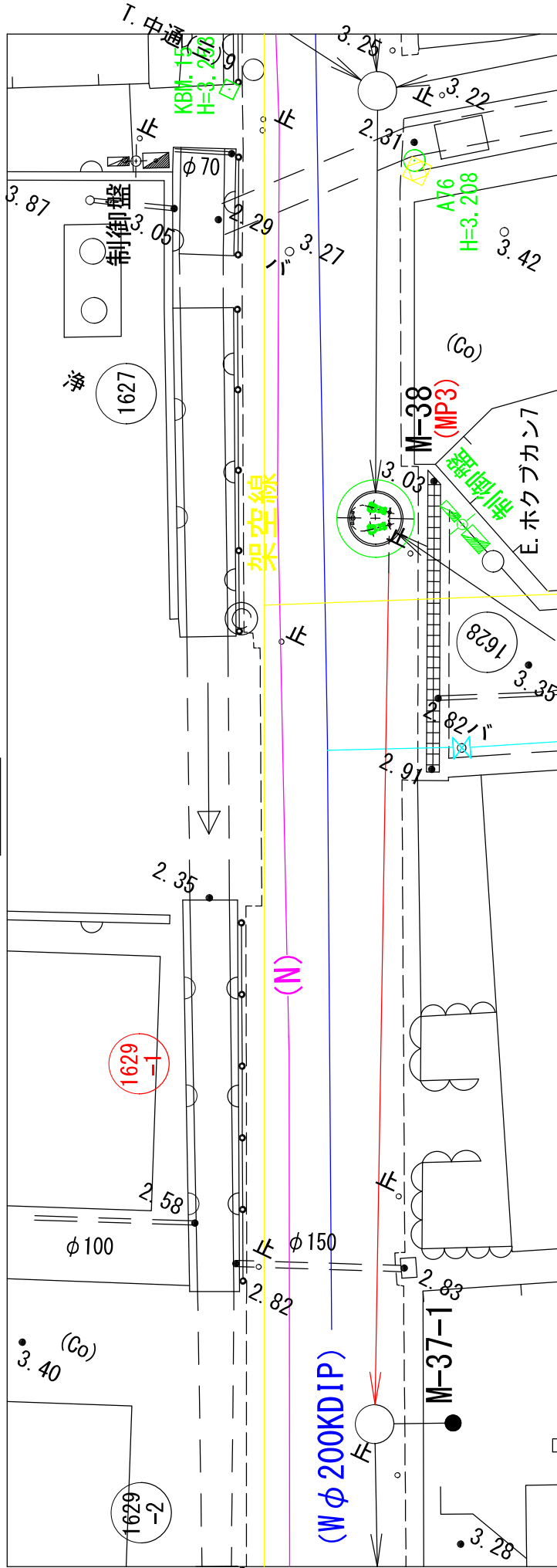
管線位置	39.00	31.00	29.40	149.40
管 径	φ 200	φ 200	φ 200	φ 200
管 材	As-5-5-10-30	As-5-5-10-30	As-5-5-10-30	As-5-5-10-30
管 種	小口径管推進工法	小口径管推進工法	小口径管推進工法	小口径管推進工法
管 用	推進用硬質強化ビニル管	推進用硬質強化ビニル管	推進用硬質強化ビニル管	推進用硬質強化ビニル管
地盤高	2.67	2.81	2.79	2.76
土 破 り	1.176	1.254	1.274	1.374
管 底 高	2.67	2.81	2.79	2.76
掘 削 深	1.176	1.254	1.274	1.374
追加距離	0.00	39.00	89.00	120.00

図面番号	12 / 19	縮尺	NonScale	冊数
事業名	竹原市公営下水道事業（污水）			資料名
種別	圧送管詳細図			図 12
施設名				冊数
工事箇所	竹原市 下野町 地内			図 12
設計者氏名	竹原市			図 12

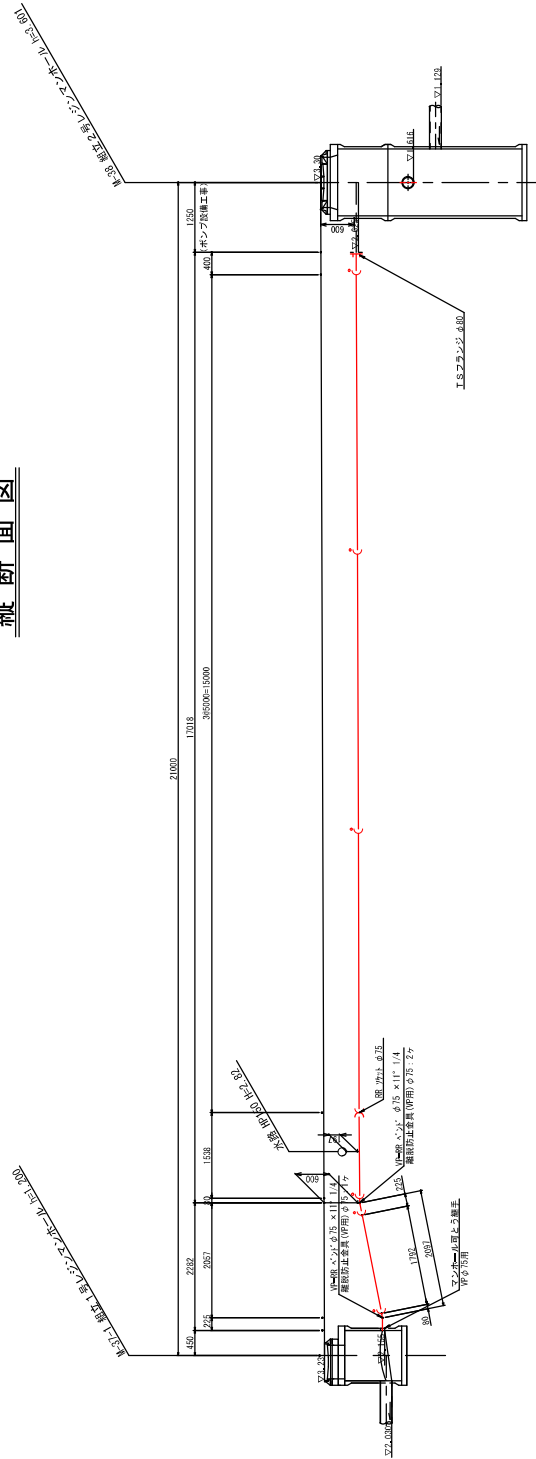
压送管详细图

S=NonScale

圖
恒
平



圖面斷縫

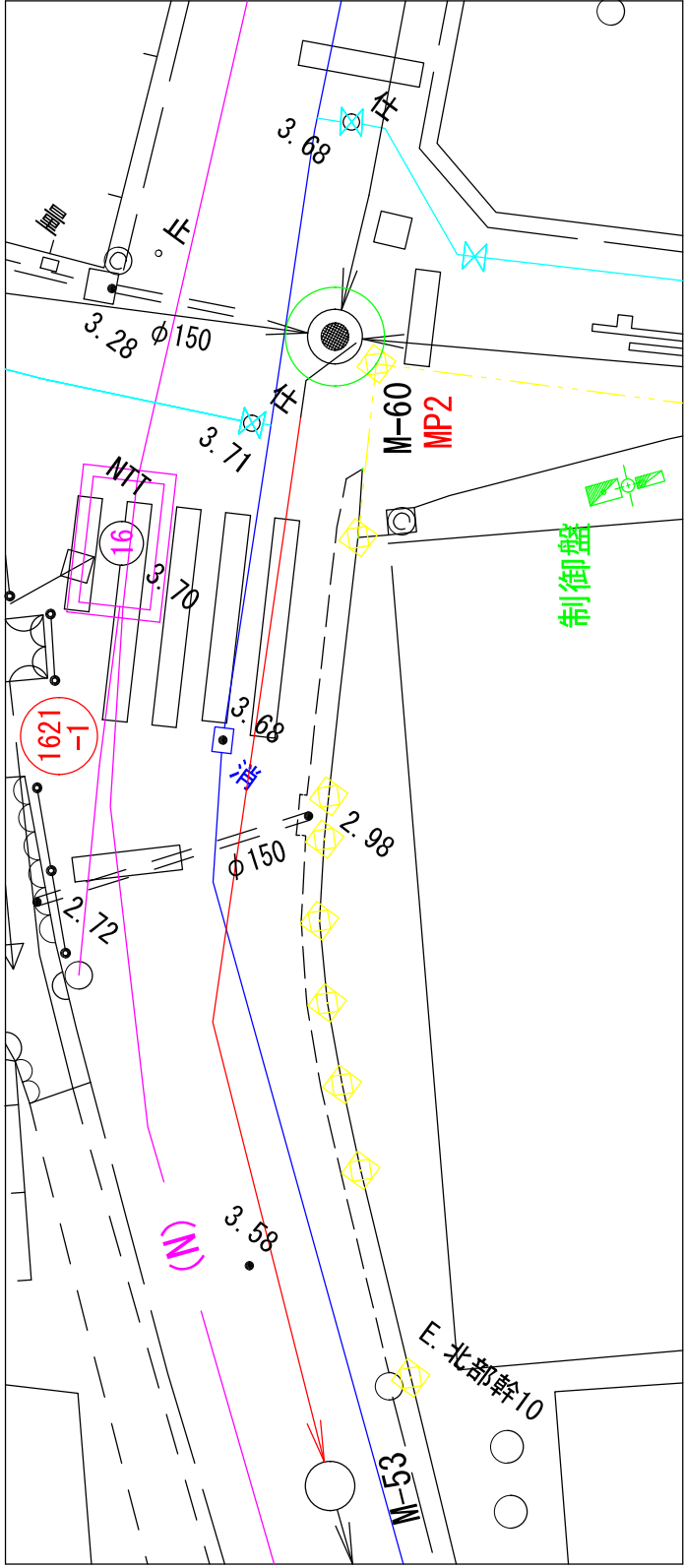


図面番号	13 / 19	縮尺	NonScale	図名	
事業名	竹原市公共下水道事業（汚水）				図面種類
種別	圧送管詳細図				番 13
施設名	竹原市 下野町 域内				区 画
工事箇所	竹原市 下野町 域内				設計者
設計年月日	竹原市				

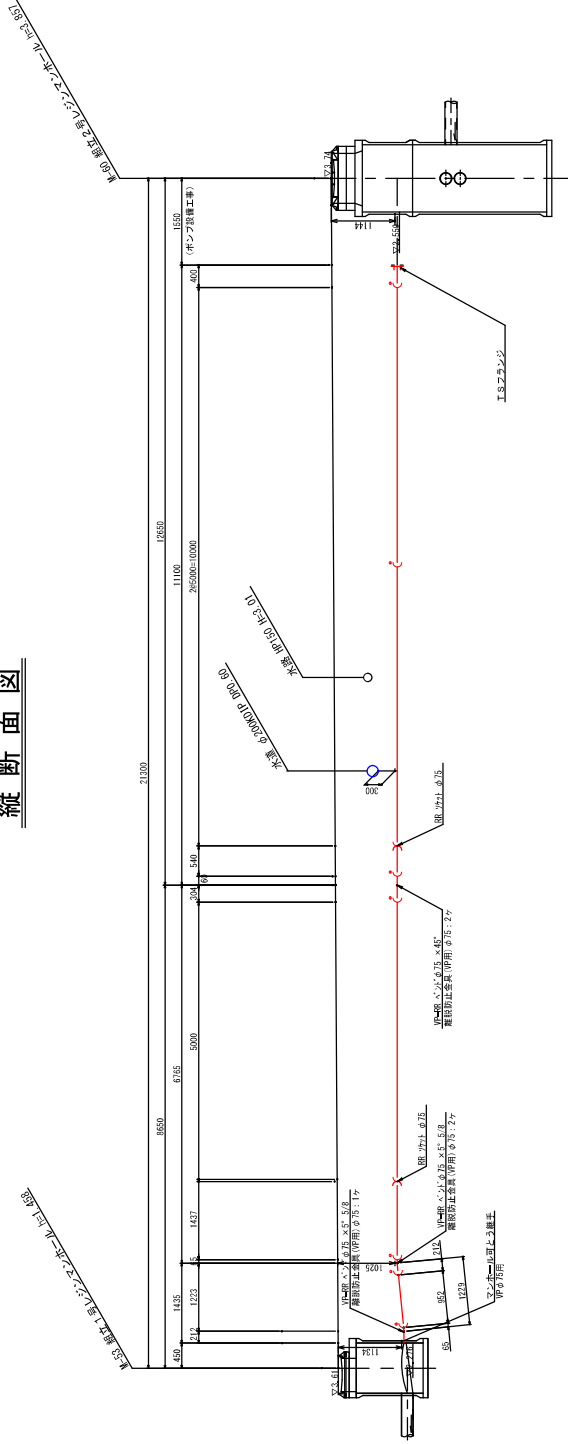
圧送管詳細図

S=NonScale

平面図

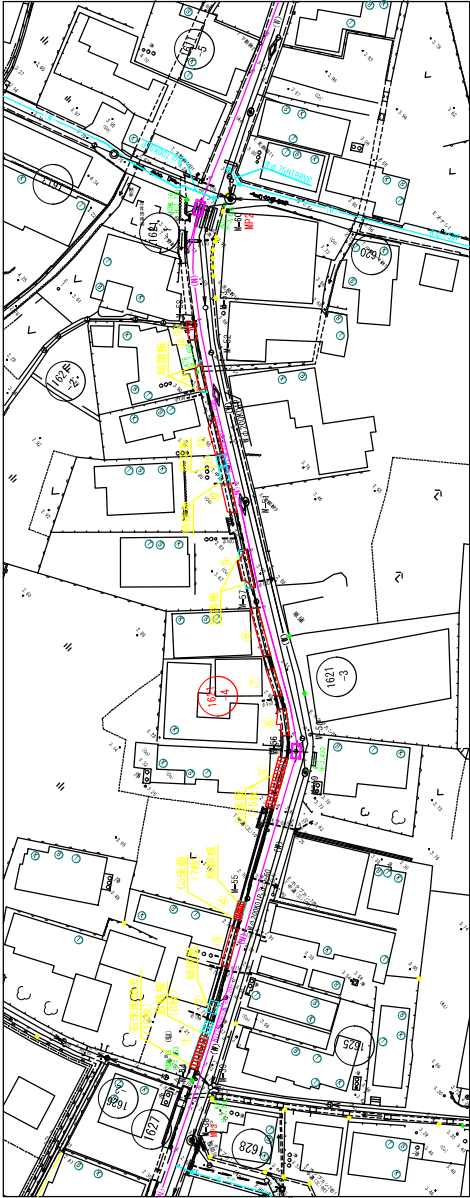


縦断面図



図面番号	15/19	縮尺	図示	備考
事業名	竹原市公共下水道事業（汚水）			
種別	付帯工図	第	15	図表
施設名	竹原市 下野町 地内			
工事箇所	竹原市 下野町 地内			
設計年月日	設計者			

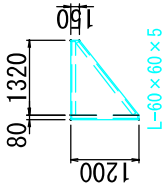
平面図 S=1:500



床版取壊し復旧工 S=1:50
床版撤去復旧工

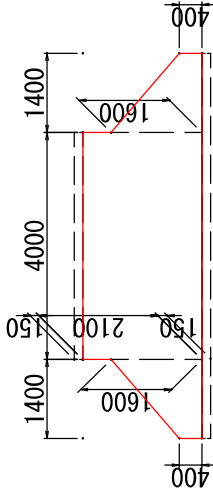
⑨ 梶谷宅

綫鋼板



A=0.99m2

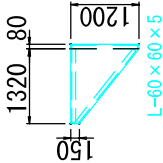
コンクリート床版



t=200

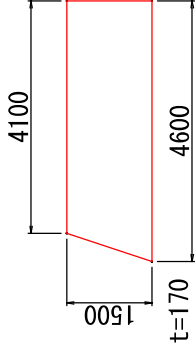
A=11.20m2

綫鋼板



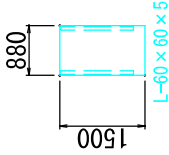
A=0.99m2

コンクリート床版



A=6.53m2

綫鋼板
(4枚)

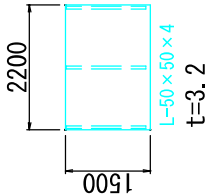


A=1.32m2

⑩ 無津呂宅

⑪ ゴミ置場

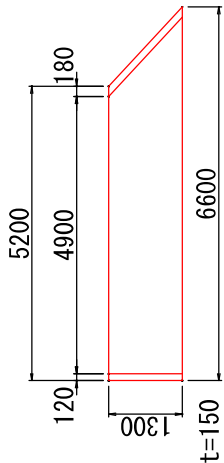
綫鋼板



A=3.30m2

⑫ 池北宅

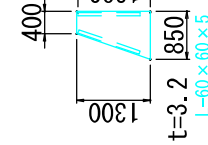
コンクリート床版



A=7.67m2

A=0.39m2 (地覆 t=50)

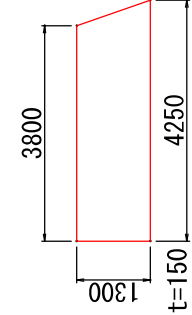
綫鋼板



A=0.81m2

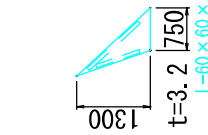
⑬ 神野宅車庫

コンクリート床版



A=5.23m2

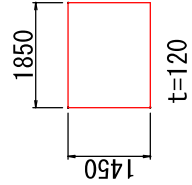
綫鋼板



A=0.49m2

⑭ 神野宅玄関

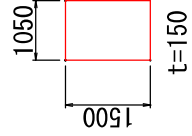
コンクリート床版



A=2.68m2

⑮ 里道

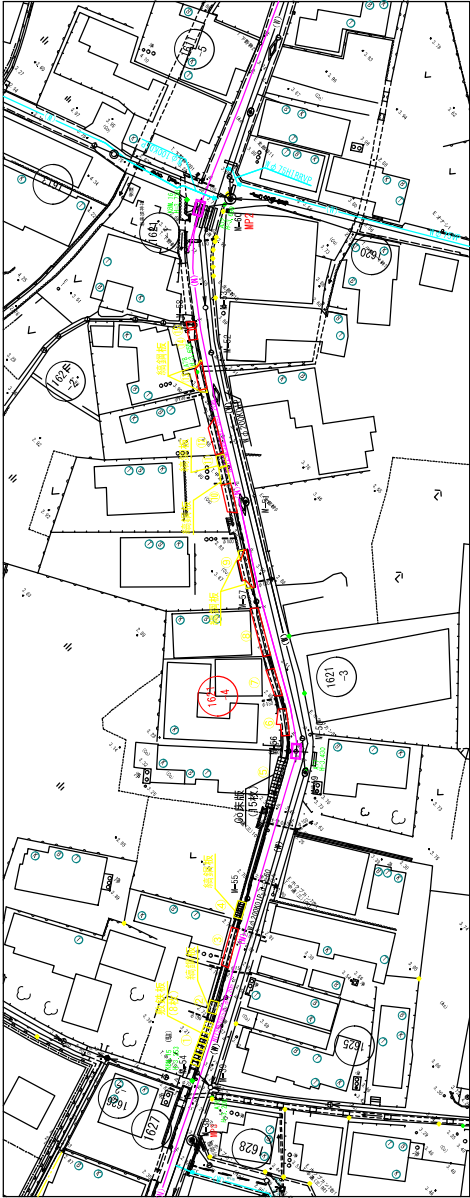
コンクリート床版



A=1.58m2

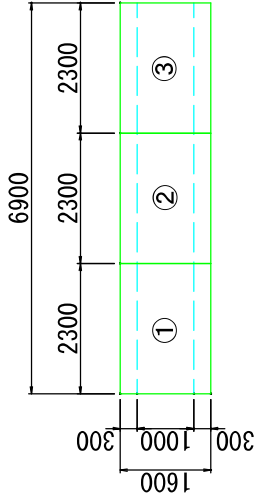
図面番号	15/19	縮尺	図示	図名
事業名	竹原市公共下水道事業（汚水）			
種別	付帯工図			
施設名	竹原市 下野町 地内			
工事箇所	竹原市 下野町 地内			
設計年月日	設計者			

平面図 S=1:500



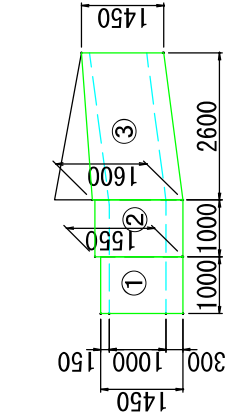
③ 山田宅

コンクリート床版 (T-25)



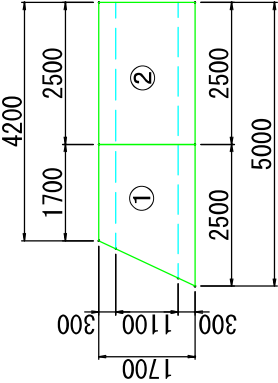
⑥ 金森宅玄関

コンクリート床版 (T-25)



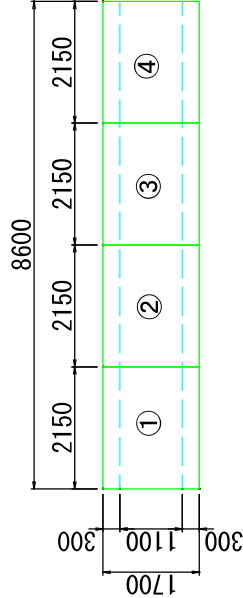
⑦ 金森宅車庫

コンクリート床版 (T-25)



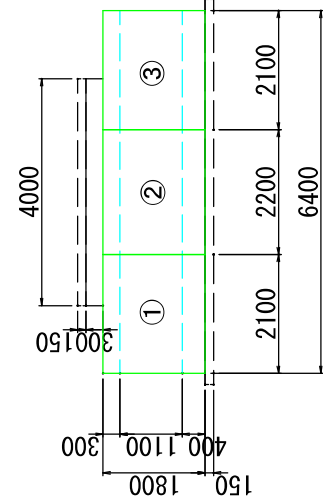
⑧ 西岡宅

コンクリート床版 (T-25)



⑨ 梶谷宅

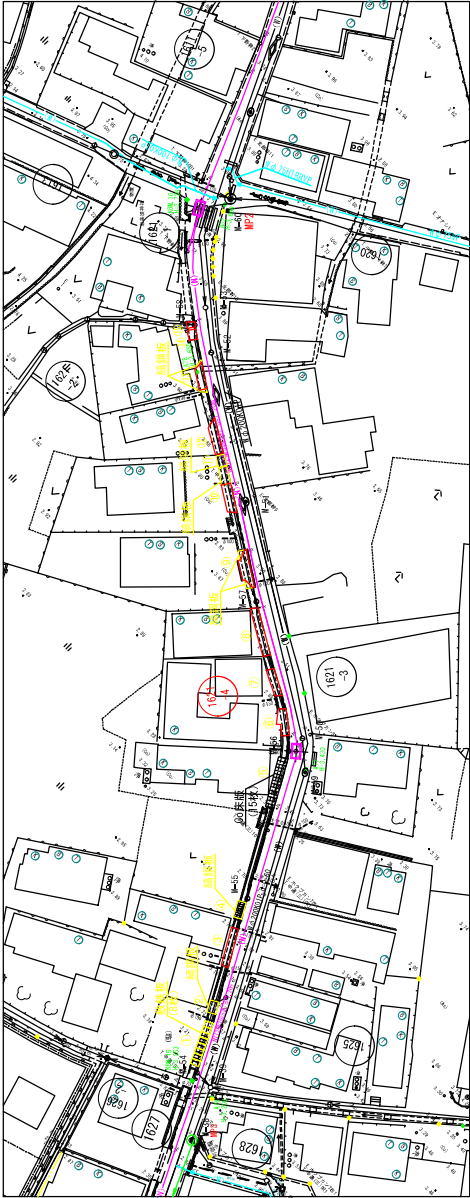
コンクリート床版 (T-25)



コンクリート床版設置工 S=1:50
(二次製品)

図面番号	17/19	縮尺	図 示
事業名	竹原市公共下水道事業（汚水）		
種 別	付帯工図	第 17 号	図 示
施設名	竹原市 下野町 地内		
工事箇所	竹原市 下野町 地内		
設計年月日	竹原市		

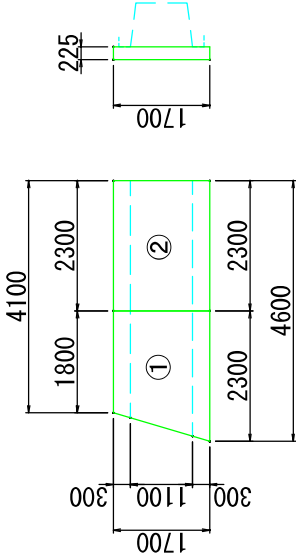
平 面 図 S=1:500



コンクリート床版設置工 S=1:50
(二次製品)

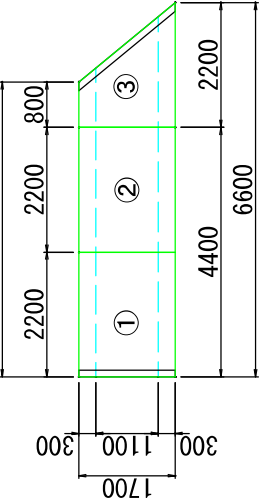
⑩ 無津呂宅

コンクリート床版 (T-25)



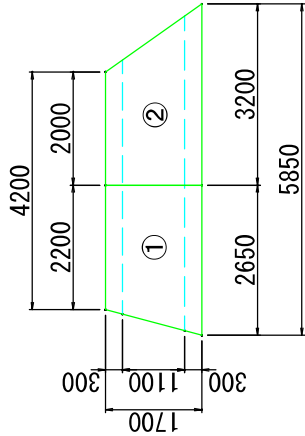
⑫ 池北宅

コンクリート床版 (T-25)



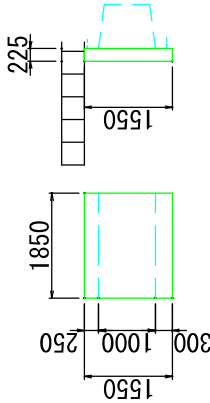
⑬ 神野宅車庫

コンクリート床版 (T-25)



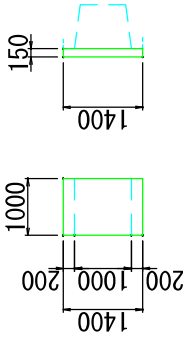
⑭ 神野宅玄関

コンクリート床版 (T-25)



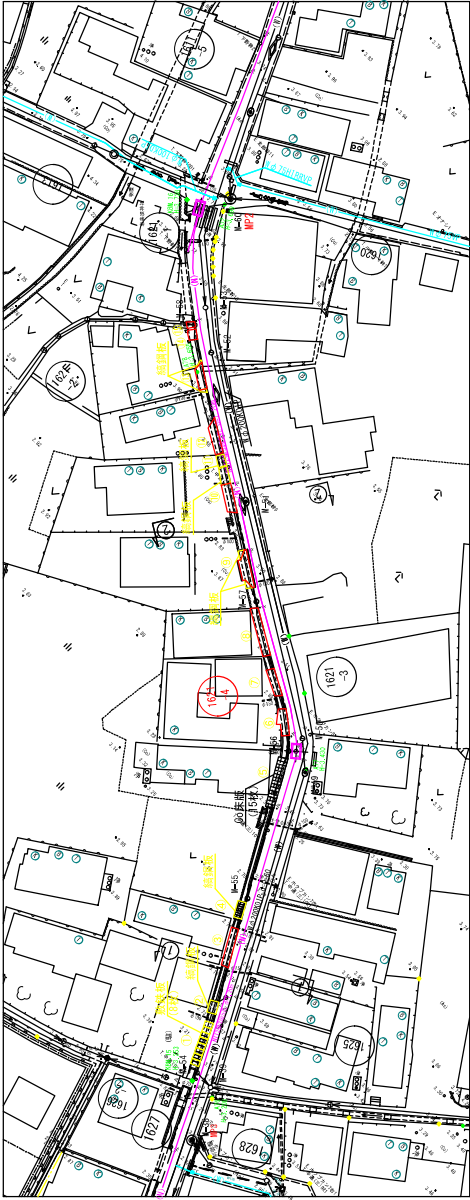
⑮ 里道

コンクリート床版 (T-2)



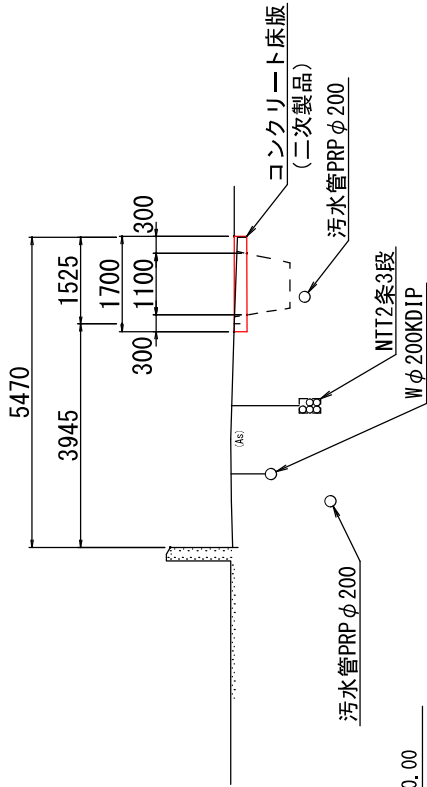
図面番号	13/19	縮尺	図 示
事業名	竹原市公共下水道事業（汚水）		
種 別	付帯工図	第 18 号	図 示
施設名	竹原市 下野町 地内		
工事箇所	竹原市		
設計年月日			

平 面 図 S=1:500

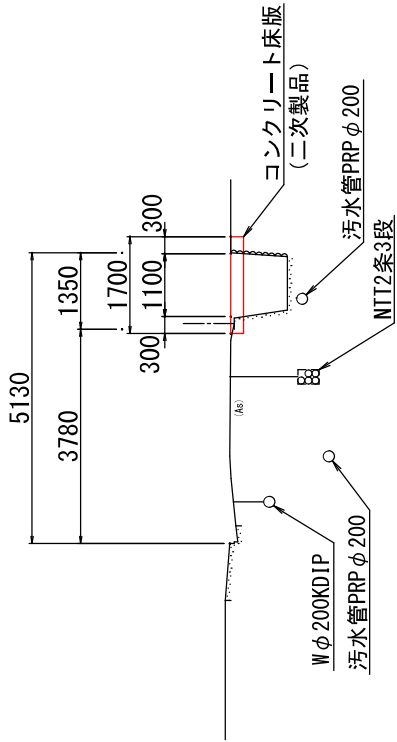


コンクリート床版設置工 S=1:50
(二次製品)

①―①断面

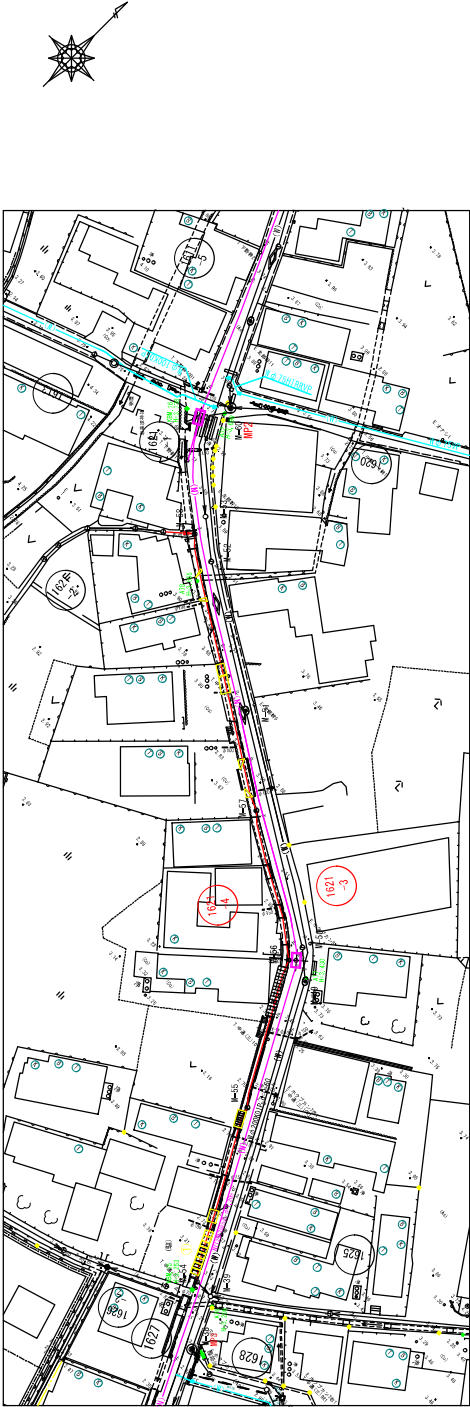


②―②断面



図面番号	19/19	縮尺	図示
事業名	竹原市公共下水道事業（汚水）		
種別	付帯工図	第	19
施設名	竹原市 下野町 地内		
工事箇所	竹原市		
設計年月日			
図 2			

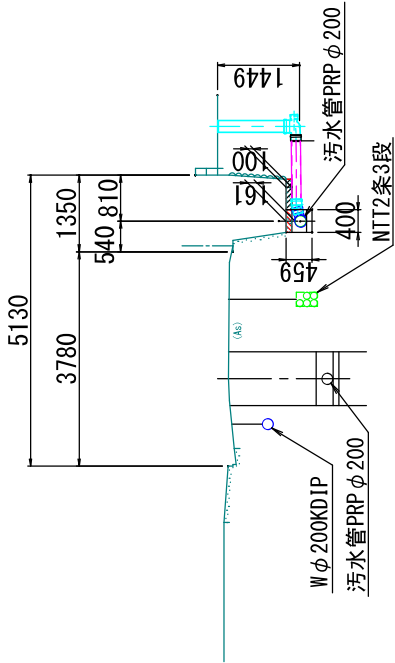
平面図 S=1:500



水路復旧工 S=1:50

1621-4路線

M-58

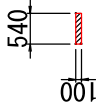


インバート①取壊し複旧
(本管部)



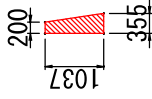
V=0.040 m³/m

インバート②取壊し複旧
(取付管部)



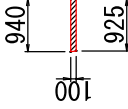
V=0.054 m³/m

水路躯体取壊し複旧
(人孔部)



V=0.29 m³/m

インバート取壊し複旧
(本管部)



V=0.09 m³/m

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、中通地区下水道（面整備）工事R7-1に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・**土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
 - ・**特記仕様書（共通事項）（令和7年2月）広島県**
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ・下水道土木工事必携（案）2021年度版 公益社団法人 日本下水道協会
・竹原市公共下水道工事標準仕様書 竹原市建設部下水道課
- ※ 上記の仕様書は竹原市下水道課のホームページ「公共下水道工事標準仕様書について」に掲載している。
<http://www.city.takehara.lg.jp/gesui/gesui/hyoujyunsivousyo.html>

第2節 中間検査

本工事は、単一工種であることから中間検査を省略する。

第3節 週休2日適用工事

本工事は、週休2日適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領」に従うこと。
なお、実施要領に基づき提出する必要がある様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報__様式集>建設工事関係__その他契約関係様式」に掲載している。

第4節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第5節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画
受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。
- 2 計画の掲示及び公表
受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm
- 3 実施書の提出
受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。
- 4 工事現場の管理体制
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。
- 5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成
受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。
※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。
 - (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知
受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。
- 7 確認結果票の掲示及び公表
受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
- 8 確認結果票の保管
受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求
受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
 - (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
 - (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
 - (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
 - (4) 建設発生土の搬出量
 - (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。